

IV 医療保護入院者の退院促進措置に係る主なポイント

- 退院後生活環境相談員の選任は義務であり、平成26年4月1日時点の医療保護入院者全員に選任されていることが必要。
相談員1人当たりの担当者数は目安。
- 地域援助事業者として、相談支援専門員がいる事業所、介護支援専門員がいる事業所を規定。
地域援助事業者の紹介は努力義務。
- 平成26年4月1日以降に入院した在院期間1年未満の医療保護入院者については、医療保護入院者退院支援委員会の開催は義務。
ただし、平成26年3月31日以前の入院者及び在院期間1年以上の入院者については、任意の開催で可。

33

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の概要

(平成25年6月13日成立、同6月19日公布)

精神障害者の地域生活への移行を促進するため、精神障害者の医療に関する指針（大臣告示）の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直し等を行う。

1. 概要

(1)精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定

厚生労働大臣が、精神障害者の医療の提供を確保するための指針を定めることとする。

(2)保護者制度の廃止

主に家族がなる保護者には、精神障害者に治療を受けさせる義務等が課されているが、家族の高齢化等に伴い、負担が大きくなっている等の理由から、保護者に関する規定を削除する。

(3)医療保護入院の見直し

①医療保護入院における保護者の同意要件を外し、家族等（*）のうちのいずれかの者の同意を要件とする。

*配偶者、親権者、扶養義務者、後見人又は保佐人。該当者がいない場合等は、市町村長が同意の判断を行う。

②精神科病院の管理者に、

- ・医療保護入院者の退院後の生活環境に関する相談及び指導を行う者（精神保健福祉士等）の設置
 - ・地域援助事業者（入院者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供等を行う相談支援事業者等）との連携
 - ・退院促進のための体制整備
- を義務付ける。

(4)精神医療審査会に関する見直し

①精神医療審査会の委員として、「精神障害者福祉に関し学識経験を有する者」を規定する。

②精神医療審査会に対し、退院等

2. 施行期日

平成26年4月1日（ただし、

3. 検討規定

政府は、施行後3年を目途と
勘案し、医療保護入院におけ
在り方、入院中の処遇、退院等

加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

- 医療保護入院者の退院促進に関する措置は、医療保護入院が本人の同意を得ることなく行われる入院であることを踏まえ、本人の人権擁護の観点から可能な限り早期治療・早期退院ができるよう講じるもの。
- 本措置は、法令上は医療保護入院者のみを対象として講じる義務が課されているものであるが、その他の入院形態の入院患者の早期退院のためにも有効な措置であることから、任意入院者等の医療保護入院者以外の入院形態による入院者にも同様の措置を講じることにより退院促進に努めていきたい。

精神科病院の管理者の責務(1)

- 医療保護入院者の退院後の生活環境に関する相談及び指導を行う者（精神保健福祉士等）の設置

第33条の4 医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者は、**精神保健福祉士**その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、**退院後生活環境相談員を選任**し、その者に医療保護入院者の退院後の生活環境に関し、医療保護入院者及びその家族等からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならない。

35

退院後生活環境相談員の選任

1. 退院後生活環境相談員の責務・役割

- (1)退院後生活環境相談員は、医療保護入院者が可能な限り早期に退院できるよう、**個々の医療保護入院者の退院支援のための取組において中心的役割**を果たすことが求められること。
- (2)退院に向けた取組に当たっては、医師の指導を受けつつ、**多職種連携のための調整**を図ることに努めるとともに、**行政機関を含む院外の機関との調整**に努めること。
- (3)医療保護入院者の支援に当たっては、当該医療保護入院者の意向に十分配慮するとともに、**個人情報保護について遺漏なきよう十分留意**すること。
- (4)以上の責務・役割を果たすため、退院後生活環境相談員は、その業務に必要な技術及び知識を得て、その資質の向上を図ること。

2. 選任及び配置

- (1)退院に向けた相談を行うに当たっては、退院後生活環境相談員と医療保護入院者及びその家族等との間の信頼関係が構築されることが重要であることから、その**選任に当たっては、医療保護入院者及び家族等の意向に配慮**すること。
- (2)**配置の目安**としては、退院後生活環境相談員1人につき、**概ね50人以下の医療保護入院者を担当すること(常勤換算としての目安)**とし、**医療保護入院者1人につき1人の退院後生活環境相談員を入院後7日以内に選任**すること。兼務の場合等については、この目安を踏まえ、担当する医療保護入院者の人数を決めること。

3. 退院後生活環境相談員として有すべき資格

- ①精神保健福祉士
- ②看護職員（保健師を含む。）、作業療法士、社会福祉士として、精神障害者に関する業務に従事した経験を有する者
- ③3年以上精神障害者及びその家族等との退院後の生活環境についての相談及び指導に関する業務に従事した経験を有する者であって、かつ、厚生労働大臣が定める研修を修了した者（ただし、平成29年3月31日までの間については、研修を修了していなくても、前段の要件を満たしていれば、資格を有することとしてよいこととする。）

4. 業務内容

(1)入院時の業務

医療保護入院者及びその家族等に対して以下についての説明を行うこと。

- 退院後生活環境相談員として選任されたこと及びその役割
- 本人及び家族等の退院促進の措置への関わり（地域援助事業者の紹介を受けることができること。また、本人においては、医療保護入院者退院支援委員会への出席及び退院後の生活環境に関わる者に委員会への出席の要請を行うことができること等）

(2)退院に向けた相談支援業務

- ア 医療保護入院者及びその家族等からの相談に応じるほか、退院に向けた意欲の喚起や具体的な取組の工程の相談等を積極的に行い、退院促進に努めること。
- イ 医療保護入院者及びその家族等と相談を行った場合には、当該相談内容について相談記録又は看護記録等に記録をすること。
- ウ 退院に向けた相談支援を行うに当たっては、主治医の指導を受けるとともに、その他当該医療保護入院者の治療に関わる者との連携を図ること。

37

(3)地域援助事業者等の紹介に関する業務

- ア 医療保護入院者及びその家族等から地域援助事業者の紹介の希望があった場合や、当該医療保護入院者との相談の内容から地域援助事業者を紹介すべき場合等に、必要に応じて地域援助事業者を紹介するよう努めること。
- イ 地域援助事業者等の地域資源の情報を把握し、収集した情報を整理するよう努めること。
- ウ 地域援助事業者に限らず、当該医療保護入院者の退院後の生活環境又は療養環境に関わる者の紹介や、これらの者との連絡調整を行い、退院後の環境調整に努めること。

(4)医療保護入院者退院支援委員会に関する業務

- ア 医療保護入院者退院支援委員会の開催に当たって、**開催に向けた調整や運営の中心的役割**を果たすこととし、充実した審議が行われるよう努めること。
- イ 医療保護入院者退院支援委員会の**記録の作成にも積極的に関わる**ことが望ましいこと。

(5)退院調整に関する業務

医療保護入院者の退院に向け、居住の場の確保等の退院後の環境に係る調整を行うとともに、適宜地域援助事業者等と連携する等、円滑な地域生活への移行を図ること。

(6)その他

定期病状報告の退院に向けた取組欄については、その相談状況等を踏まえて**退院後生活環境相談員が記載することが望ましいこと。**

5. その他

- (1)医療保護入院者が退院する場合において、**引き続き任意入院**により当該病院に入院するときには、当該医療保護入院者が**地域生活へ移行するまでは、継続して退院促進のための取組を行うことが望ましいこと。**
- (2)医療保護入院者の退院促進に当たっての退院後生活環境相談員の役割の重要性に鑑み、施行後の選任状況等を踏まえて、退院後生活環境相談員として有すべき資格等の見直しを図ることも考えられるため、留意されたいこと。

精神科病院の管理者の責務(2)

- 地域援助事業者（入院者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供等を行う相談支援事業者等）との連携

第33条の5 医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者は、医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するために必要があると認められる場合には、これらの者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、一般相談事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第16項に規定する**特定相談支援事業**（第49条第1項において「特定相談支援事業」という。）を行う者、介護保険法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業を行う者その他の地域の精神障害者の保健又は福祉に関する各般の問題につき精神障害者又はその家族からの相談に応じ必要な情報の提供、助言その他の援助を行う事業を行うことができる者と認められる者として厚生労働省令で定めるもの（次条において「**地域援助事業者**」という。）を紹介するよう努めなければならない。

39

地域援助事業者の紹介

1. 地域援助事業者の紹介の趣旨・目的

地域援助事業者の紹介は、医療保護入院者が退院後に利用する**障害福祉サービス及び介護サービスについて退院前から相談し、医療保護入院者が円滑に地域生活に移行**することができるよう、精神科病院の管理者の努力義務とされているものであり、必要に応じて紹介を行うよう努めること。

2. 紹介の方法

- (1) 地域援助事業者の紹介の方法については、書面の交付による紹介に限らず、例えば、面会による紹介（紹介する地域援助事業者の協力が得られる場合に限る。）やインターネット情報を活用しながらの紹介等により、医療保護入院者が地域援助事業者と積極的に相談し、**退院に向けて前向きに取り組むことができるよう工夫**されたいこと。
- (2) 紹介を行う事業者については、必要に応じて当該医療保護入院者の退院先又はその候補となる**市町村への照会を行うほか、精神保健福祉センター及び保健所等の知見も活用**すること。

3. 紹介後の対応

地域援助事業者の紹介を行った場合においては、退院後生活環境相談員を中心として、**医療保護入院者と当該地域援助事業者の相談状況を把握し、連絡調整に努める**こと。

4. 地域援助事業者による相談援助

- (1) 地域援助事業者は、医療保護入院者が障害福祉サービスや介護サービスを退院後円滑に利用できるよう、当該地域援助事業者の行う特定相談支援事業等の事業やこれらの事業の利用に向けた相談援助を行うこと。
- (2) 医療保護入院者との相談に当たっては、退院後生活環境相談員との連携に努め、連絡調整を図ること。
- (3) 相談援助を行っている医療保護入院者に係る医療保護入院者退院支援委員会への出席の要請があった場合には、できる限り出席し、退院に向けた情報共有に努めること。

41

改正精神保健福祉法の施行事項 《地域援助事業者》

平成25年6月に成立した精神保健福祉法の一部改正法により、医療保護入院者の地域生活への移行を促進する観点から、精神科病院の管理者に対する相談支援事業者等の紹介努力義務規定が設けられ、平成26年4月から施行することとされた

(参考) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(抄)

第33条の5 医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者は、医療保護入院者又はその家族等から求めがあった場合その他医療保護入院者の退院による地域生活への移行を促進するために必要があると認められる場合には、これらの者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、一般相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第16項に規定する特定相談支援事業（第49条第1項において「特定相談支援事業」という。）を行う者、介護保険法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業を行う者その他の地域の精神障害者の保健又は福祉に関する各般の問題につき精神障害者又はその家族等からの相談に応じ必要な情報の提供、助言その他の援助を行う事業を行うことができる者として厚生労働省令で定めるもの（次条において「地域援助事業者」という。）を紹介するよう努めなければならない。

【地域生活支援事業費補助金】

相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保

1. 事業概要

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の5の規定に基づく地域援助事業者が退院支援体制の確保に要する費用の一部について、補助を行い、医療保護入院者の地域生活への移行を促進する。

(参考) 医療保護入院者数 133,096人 (平成23年6月30日現在)
1ヶ月の新規医療保護入院者数 12,484人 (平成22年6月実績)
(出典：精神保健福祉資料平成23年度6月30日調査)

2. 補助内容

相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制を確保するため、通常必要となる職員以外の職員の配置に必要な賃金や諸経費等について助成

3. 創設年度 平成26年度

4. 実施主体 市町村

5. 補助率（負担割合） 1/2以内（国1/2以内、都道府県1/4以内）

精神科病院の管理者の責務(3)

○ 退院促進のための体制整備

第33条の6 精神科病院の管理者は、前2条に規定する措置のほか、厚生労働省令で定めるところにより、必要に応じて地域援助事業者と連携を図りながら、医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するために必要な体制の整備その他の当該精神科病院における医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置を講じなければならない。

43

医療保護入院者退院支援委員会

1. 医療保護入院者退院支援委員会の趣旨・目的

医療保護入院者退院支援委員会(以下「委員会」という。)は、病院において医療保護入院者の入院の必要性について審議する体制を整備するとともに、入院が必要とされる場合の推定される入院期間を明確化し、退院に向けた取組について審議を行う体制を整備することで、病院関係者の医療保護入院者の退院促進に向けた取組を推進するために設置。

2. 対象者

- ①在院期間が1年未満の医療保護入院者であって、入院時に入院届に添付する入院診療計画書に記載した推定される入院期間を経過するもの
- ②在院期間が1年未満の医療保護入院者であって、委員会の審議で設定された推定される入院期間を経過するもの
- ③在院期間が1年以上の医療保護入院者であって、病院の管理者が委員会での審議が必要と認めるもの

※当該推定される入院期間を経過する時期の前後概ね2週間以内に委員会での審議を行うこと。

※入院時に入院届に添付する入院診療計画書に記載する推定される入院期間については、既に当該医療保護入院者の病状を把握しており、かつ、1年以上の入院期間が見込まれる場合(例えば措置入院の解除後すぐに医療保護入院する場合等)を除き、原則として1年未満の期間を設定すること。

※入院から1年以上の医療保護入院者を委員会での審議の対象者としない場合は、具体的な理由(例えば精神症状が重症であって、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状であること等)を定期病状報告に記載すること。具体的な理由がない場合は、原則として委員会での審議を行うことが望ましいこと。

※既に推定される入院期間経過時点から概ね1ヶ月以内の退院が決まっている場合(入院形態を変更し、継続して任意入院する場合を除く。)については、委員会での審議を行う必要はないこと。

※平成26年3月31日以前に医療保護入院した者に対しては、病院の管理者が必要と認める場合に限り、委員会を開催することが可能(経過措置)。

3. 出席者

- ①主治医(主治医が精神保健指定医でない場合は、主治医以外の精神保健指定医も出席)
 - ②看護職員(当該医療保護入院者を担当する看護職員が出席することが望ましい)
 - ③退院後生活環境相談員
 - ④①～③以外の病院の管理者が出席を求める当該病院職員
 - ⑤医療保護入院者本人(本人が出席を希望する場合)
 - ⑥医療保護入院者の家族等(本人が出席を求めた場合であって、出席を求められた者が出席要請に応じるとき)
 - ⑦地域援助事業者その他の退院後の生活環境に関わる者(⑥と同様)
- ※③が②にも該当する場合は、その双方を兼ねることも可能であるが、その場合には、④の者であって当該医療保護入院者の診療に関わるものを出席させることが望ましい。
- ※⑦としては、入院前に当該医療保護入院者が通院していた診療所や退院後に当該医療保護入院者が診療を受けることを予定する医療機関等も想定。当該医療保護入院者に対し退院後生活環境相談員がこれらの者に対し出席を要請しなくてよいか確認する等、当該医療保護入院者の退院後の生活環境を見据えた有意義な審議ができる出席者となるよう努めること。

4. 開催方法

- (1)当該病院における医療保護入院者数等の実情に応じた開催方法で差支えない。
【例】・月に1回委員会を開催することとし、当該開催日から前後2週間に推定される入院期間を経過する医療保護入院者を対象として、出席者を審議対象者ごとに入れ替えて開催
・推定される入院期間の経過する医療保護入院者がいる日に委員会で審議
- (2)開催に当たっては、**十分な日時の余裕を持って審議対象となる医療保護入院者に委員会の開催について通知**(通知例:別添様式1)、通知を行った旨を診療録に記載すること。
当該通知に基づき3中⑥及び⑦に掲げる者に対する出席要請の希望があった場合には、当該希望があった者に対し、⑦委員会の開催日時および開催場所、①医療保護入院者本人から出席要請の希望があったこと、④出席が可能であれば委員会に出席されたいこと、⑤文書による意見提出も可能であること、を通知すること。

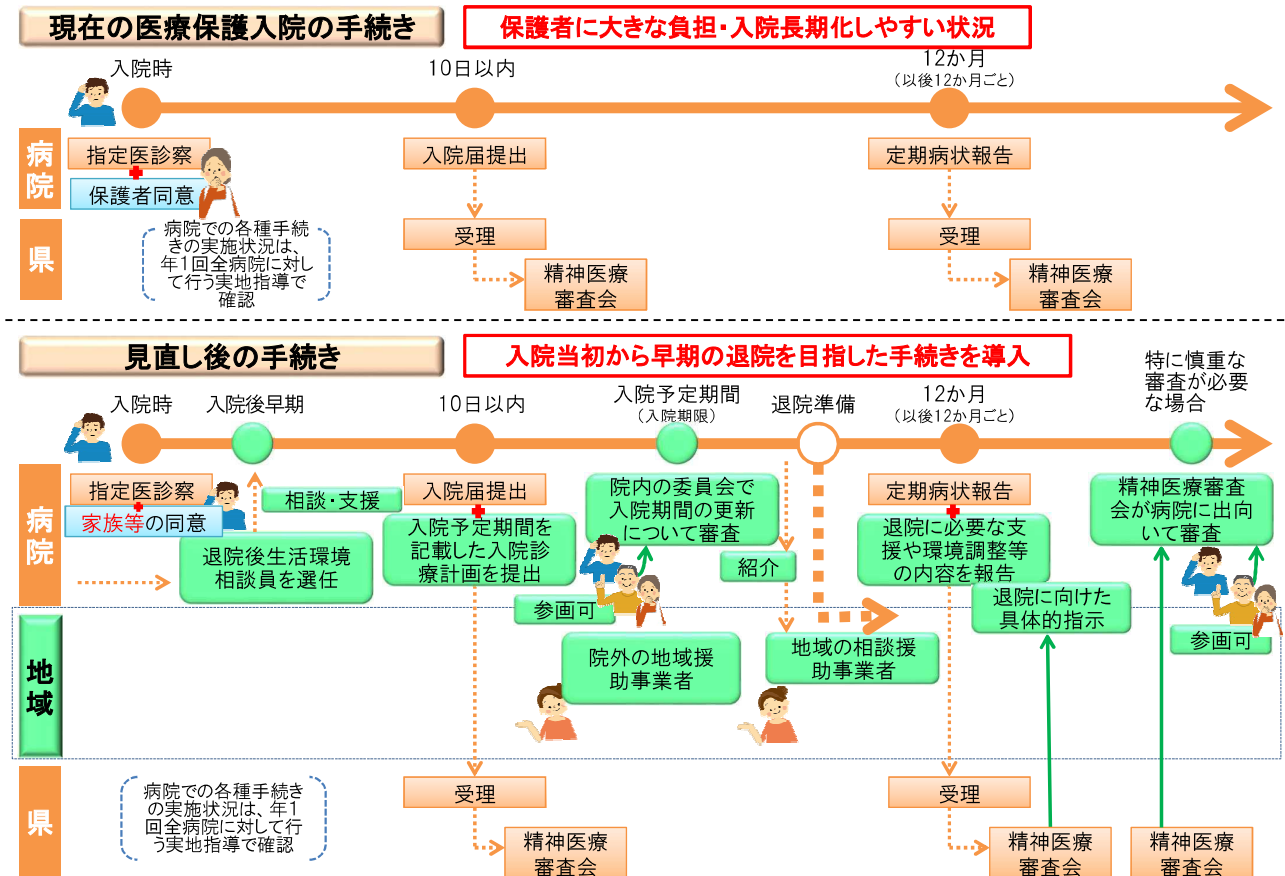
5. 審議内容

- 委員会においては、以下の3点その他必要な事項を審議
- ①医療保護入院者の**入院継続の必要性の有無とその理由**
 - ②入院継続が必要な場合の**委員会開催時点からの推定される入院期間**
 - ③②の推定される入院期間における**退院に向けた取組**

6. 審議結果

- (1)委員会における審議の結果については、別添様式2(医療保護入院者退院支援委員会審議記録)に記載して記録するとともに、**診療録には委員会の開催日の日付を記録**することとする。
- (2)**病院の管理者**(大学病院等においては、精神科診療部門の責任者)は、医療保護入院者退院支援委員会の**審議状況を確認し、医療保護入院者退院支援委員会審議記録に署名**すること。また、審議状況に不十分な点がみられる場合には、適切な指導を行うこと。
- (3)審議終了後できる限り速やかに、**審議の結果を本人並びに当該委員会への出席要請を行った③⑥及び⑦に掲げる者に対して別添様式3により通知**すること。
- (4)委員会における審議の結果、**入院の必要性が認められない場合には、速やかに退院に向けた手続**をとること。
- (5)医療保護入院者退院支援委員会審議記録については、**定期病状報告の際に、当該報告から直近の審議時のものを定期病状報告書に添付**すること。

医療保護入院手続きの見直し(新旧の模式図) ※イメージ



V 各種様式の作成・改正に係る主なポイント

- 入院届に入院診療計画書の写しを添付
- 定期病状報告に退院に向けた取組の状況欄を新設
- 1年以上入院する場合には定期病状報告にその具体的理由を記載

各種様式等の作成・見直し

- 家族等の同意書
- 医療保護入院者退院支援委員会の開催のお知らせ
- 医療保護入院者退院支援委員会審議記録
- 医療保護入院退院支援委員会の結果のお知らせ
- 医療保護入院者の入院届
- 医療保護入院者の定期病状報告書
- 入院診療計画書(別途通知)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の概要

(平成25年6月13日成立、同6月19日公布)

精神障害者の地域生活への移行を促進するため、精神障害者の医療に関する指針（大臣告示）の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直し等を行う。

1. 概要

(1)精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定

厚生労働大臣が、精神障害者の医療の提供を確保するための指針を定めることとする。

(2)保護者制度の廃止

主に家族がなる保護者には、精神障害者に治療を受けさせる義務等が課されているが、家族の高齢化等に伴い、負担が大きくなっている等の理由から、保護者に関する規定を削除する。

(3)医療保護入院の見直し

①医療保護入院における保護者の同意要件を外し、家族等（*）のうちのいずれかの者の同意を要件とする。

*配偶者、親権者、扶養義務者、後見人又は保佐人。該当者がいない場合等は、市町村長が同意の判断を行う。

②精神科病院の管理者に、

- ・医療保護入院者の退院後の生活環境に関する相談及び指導を行う者（精神保健福祉士等）の設置
 - ・地域援助事業者（入院者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供等を行う相談支援事業者等）との連携
 - ・退院促進のための体制整備
- を義務付ける。

(4)精神医療審査会に関する見直し

①精神医療審査会の委員として、「精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者」を規定する。

②精神医療審査会に対し、退院等の請求をできる者として、入院者本人とともに、家族等を規定する。

2. 施行期日

平成26年4月1日（ただし、1.（4）①については平成28年4月1日）

3. 検討規定

政府は、施行後3年を目途として、施行の状況並びに精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化を勘案し、医療保護入院における移送及び入院の手続の在り方、医療保護入院者の退院を促進するための措置の在り方、入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明の支援の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

VI 精神医療審査会の見直しに係る主なポイント

- 平成28年4月1日の精神医療審査会の委員の見直し部分の施行に向け、次期改選時に施行後を見越した改選が必要。
- 退院請求等の増加が見込まれることから、審査の効率化、合議体数の見直しが必要。
- 精神医療審査会運営マニュアルの見直しを踏まえた、各審査会の運営要綱等を見直しが必要。

51

精神医療審査会に関する見直し(1)

① 精神医療審査会の委員として、「精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者」を規定する。

第14条 精神医療審査会は、その指名する委員5人をもって構成する合議体で、審査の案件を取り扱う。

2 合議体を構成する委員は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、当該各号に定める員数以上とする。

- 一 精神障害者の医療に関し学識経験を有する者 2
- 二 精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者 1
- 三 法律に関し学識経験を有する者 1

※ 本条の改正の施行は平成28年4月1日

52

精神医療審査会に関する見直し(2)

② 精神医療審査会に対し、退院等の請求をできる者として、入院者本人とともに、家族等を規定する。

(退院等の請求)

第38条の4 精神科病院に入院中の者又はその**家族等**(その家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合にあつては、その者の居住地を所管する市町村長)は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該入院中の者を退院させ、又は精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることを命じ、若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じることを求めることができる。

53

改正精神保健福祉法の施行事項

精神医療審査会の負担の軽減・機能強化

※平成25年度厚生労働科学研究費補助金(障害者対策総合研究事業)研究班の研究結果を受け、精神医療審査会運営マニュアルを改正

○退院等の請求について

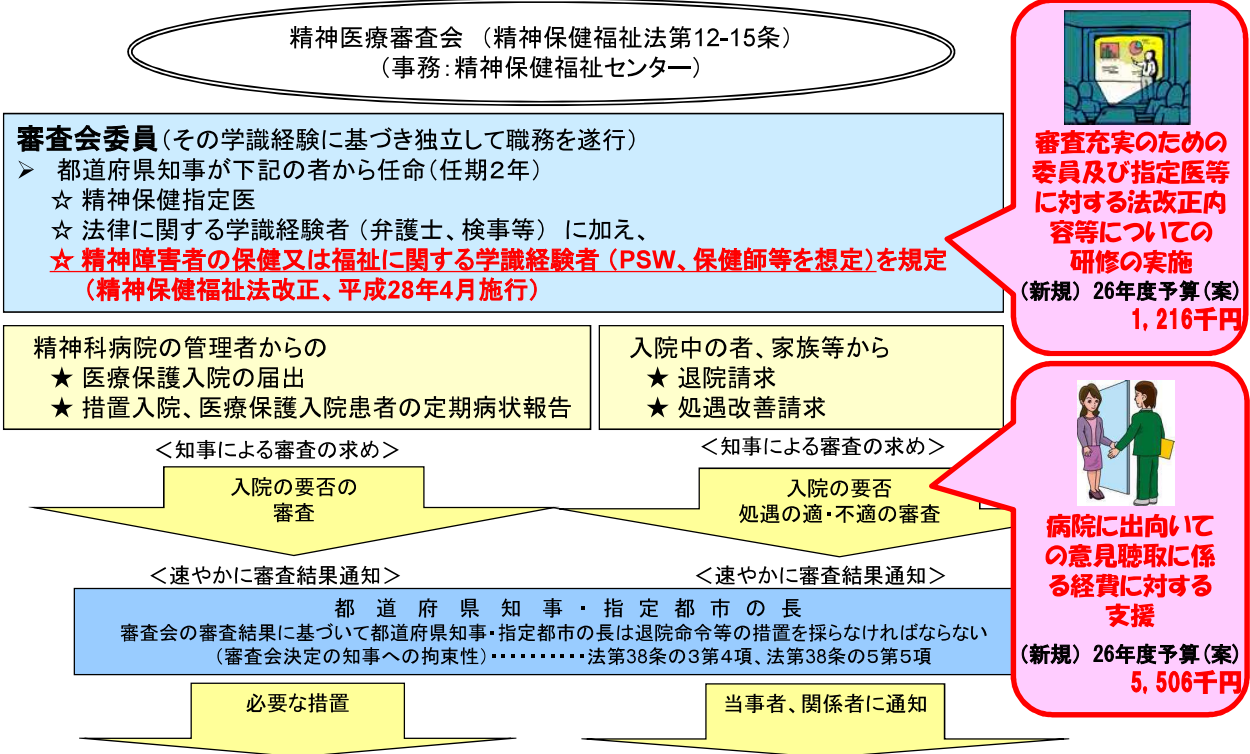
- ・意見聴取等への予備委員の活用
- ・書面による意見聴取の活用
- ・意見聴取の必要性の整理(例. 同一案件について複数の者から請求があった場合)

○定期の報告等の審査について

- ・事前の書類審査による疑義事項の明確化

精神医療審査会の機能強化のための支援

○ 精神医療審査会の機能強化のため、**審査会委員及び精神保健指定医等に対する研修（法改正内容及び見直し予定の精神医療審査会運営マニュアルの周知等）**を実施するとともに、審査会が必要に応じて実施する**病院に出向いての意見聴取に係る経費に対する支援**を行う。



退院後生活環境相談員及び地域援助事業者に対する研修

（新規）平成26年度予算(案) 11,089千円

精神保健福祉法の改正により早期退院に向けた仕組みの導入

精神科病院の管理者に、

◆【**退院後生活環境相談員**】

医療保護入院者の退院後の生活環境に関する相談及び指導を行う者（精神保健福祉士等）の設置

◆【**地域援助事業者**】

入院者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供等を行う相談支援事業者等の紹介に努め、それら地域援助事業者と連携し、退院促進のための体制整備

を義務付けた。

➔ 法改正内容等の周知のための研修を実施

(5) 精神科病院一覧

No.	病院名	住所	電話番号
1	県立岡本台病院	宇都宮市下岡本町2162	028-673-2211
2	森病院	宇都宮市飯田町419	028-648-6111
3	滝澤病院	宇都宮市花房本町2-29	028-633-1200
4	新直井病院	宇都宮市石井町3385	028-656-8600
5	宇都宮病院	宇都宮市陽南4丁目6-34	028-658-2121
6	皆藤病院	宇都宮市東町22	028-661-3261
7	宇都宮西ヶ丘病院	宇都宮市長岡町842	028-621-3171
8	自治医科大学附属病院	下野市薬師寺3311-1	0285-44-2111
9	鹿沼病院	鹿沼市千渡1585-2	0289-64-2255
10	上都賀総合病院	鹿沼市下田町1-1033	0289-64-2161
11	大澤台病院	日光市山口867-3	0288-26-2828
12	菊池病院	芳賀郡益子町塙316	0285-72-3235
13	大平下病院	栃木市大平町富田1665	0282-43-2222
14	下都賀総合病院	栃木市富士見町5-32	0282-22-2551
15	獨協医科大学病院	下都賀郡壬生町北小林880	0282-86-1111
16	朝日病院	小山市喜沢660	0285-22-1182
17	小山富士見台病院	下野市柴1123	0285-44-0200
18	佐藤病院	矢板市土屋18	0287-43-0758
19	氏家病院	さくら市向河原4095	028-682-2911
20	室井病院	大田原市末広1-2-5	0287-23-6622
21	那須高原病院	那須郡那須町高久甲375	0287-63-5511
22	烏山台病院	那須烏山市滝田1868	0287-82-2739
23	両毛病院	佐野市堀米町1648	0283-22-6150
24	佐野厚生総合病院	佐野市堀米町1728	0283-22-5222
25	青木病院	足利市本城1丁目1560	0284-41-2213
26	前沢病院	足利市福居町1210	0284-71-3191
27	足利赤十字病院	足利市五十部町284-1	0284-21-0121
28	足利富士見台病院	足利市大前町1272	0284-62-2448

(6) 精神科訪問看護事業所一覧

名称	郵便番号	所在地	電話番号
訪問看護ステーションくずの葉	327-0501	佐野市葛生東1-10-27	0283-86-4088
訪問看護ステーション虹	320-0851	宇都宮市鶴田町1362-2	028-666-0839
JA佐野厚 訪問看護ステーションかたくり	327-8511	佐野市堀米町1728	0283-24-3558
訪問看護ステーションほっと	321-0974	宇都宮市竹林町958	028-626-5739
訪問看護ステーション ここあ	320-0058	宇都宮市上戸祭1-1-16	028-600-3735
中央ケアサポート訪問看護ステーション	326-0843	足利市五十部町719ハラーノ足利ビル2階	0284-21-9320
芳賀赤十字訪問看護ステーション	321-4306	真岡市台町2461	0285-83-3282
西那須野マロニエ訪問看護ステーション	329-2763	那須塩原市井口537-3	0287-37-6322
(医)社団洋精会訪問看護ステーション星ヶ丘	320-0038	宇都宮市星ヶ丘1-7-38	028-622-6712
訪問看護ステーション陽南	320-0834	宇都宮市陽南4-6-34	028-658-2124
佐野市医師会訪問看護ステーション	327-0832	佐野市植上町1677	0283-20-2011
星風会訪問看護ステーション	328-0002	栃木市惣社町94	0282-29-1255
わくわく訪問看護ステーションおやま	323-0022	小山市駅東通り3-9-6	0285-24-6575
訪問看護ステーションみやの杜	321-0904	宇都宮市陽東2-4-5	028-658-2124
那須赤十字訪問看護ステーション	324-0057	大田原市中田原1081-4	0287-23-8866
訪問看護ステーションこすもす	321-4337	真岡市上高間木2-24-4	0285-80-5512
とちぎ訪問看護ステーションうつのみや	320-0838	宇都宮市下砥上町字並塚643-1	028-612-6103
とちぎ訪問看護ステーションいまいち	321-1400	日光市今市本町25-3	0288-21-5515
とちぎ訪問看護ステーションみぶ	321-0218	壬生町落合1-18-12	0282-82-7262
とちぎ訪問看護ステーションくろばね	324-0241	大田原市黒羽向町142番地	0287-54-0507
とちぎ訪問看護ステーションおやま	323-0807	小山市城東3-25-12マゾン天山101号	0285-25-2940
とちぎ訪問看護ステーションいちかい	321-3423	市貝町市1720-1市貝町保健福祉センター	0285-67-1150
とちぎ訪問看護ステーションたかねざわ	329-1233	高根沢町宝積寺2426-8ハクメク高根沢105号	028-680-1701
とちぎ訪問看護ステーションあしかが	326-0056	足利市大町532-18	0284-44-4011
訪問看護ステーションたんぼぼ	329-0101	野木町友沼5119-12	0280-57-1888
訪問看護ステーションカトレア	329-0213	小山市南飯田317-5	0285-41-5100
(医)全仁会宮の橋訪問看護ステーション	321-0963	宇都宮市南大通り1-1-23	028-635-9839
訪問看護ステーションつばさ	329-0414	下野市小金井3009-88	0285-32-6862
しおや訪問看護ステーション	329-2145	矢板市富田77	0287-44-2788
訪問看護ステーションみどり	329-0205	小山市間々田1489	0285-45-8362
訪問看護ステーションこころ	321-0225	壬生町本丸1-10-71	0282-21-7535
訪問看護ステーションひばり	322-0036	鹿沼市下田町1-1033	0289-64-7226
訪問看護ステーションりんりん	329-3212	那須町富岡1230-15	0287-74-2387
さわやか訪問看護ステーション	329-0112	野木町南赤塚1145-1	0280-57-3636
ほほえみ訪問看護ステーション	325-0046	那須塩原市大黒町2-5	0287-63-5690
とちぎメディカルセンター訪問看護ステーション	328-0043	栃木市境町27-21	0282-22-5810
訪問看護ステーション鹿沼	322-0022	鹿沼市東町1-1-1	0289-74-7555
訪問看護ステーション石橋	329-0511	下野市石橋628	0285-52-2293
訪問看護ステーションあい	321-0628	那須烏山市金井2-5-9ベンチャープラザ那須烏山No.3	0287-83-8035
フリアス訪問看護ステーション宇都宮	321-0941	宇都宮市東今泉2-2-3-33宇都宮グリーンハイツ102	028-612-4564

(7) 県関係機関一覧

名 称	所在地	TEL	FAX
栃木県保健福祉部障害福祉課	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-3492	028-623-3052
県西健康福祉センター	鹿沼市今宮町1664-1	0289-62-6224	0289-64-3919
県東健康福祉センター	真岡市荒町2-15-10	0285-82-2138	0285-84-3450
県南健康福祉センター	小山市犬塚3-1-1	0285-22-6192	0285-22-8403
県北健康福祉センター	大田原市住吉町2-14-9	0287-22-2259	0287-23-6980
安足健康福祉センター	足利市真砂町1-1	0284-41-5895	0284-44-1088
今市健康福祉センター	日光市瀬川51-8	0288-21-1066	0288-22-6321
栃木健康福祉センター	栃木市神田町6-6	0282-22-4121	0282-22-7697
矢板健康福祉センター	矢板市本町2-25	0287-44-1296	0287-43-9053
烏山健康福祉センター	那須烏山市中央1-6-92	0287-82-2231	0287-84-0041
とちぎリハビリテーションセンター	宇都宮市駒生町3337-1	028-623-7010	028-623-7255
精神保健福祉センター	宇都宮市下岡本町2145-13	028-673-8785	028-673-6530

(8) 障害者に係る各種サービス

県では、障害者が地域で安心して暮らすための基本となる相談支援体制の充実に取り組んでいるところです。この取組の一環で、障害のある方やその家族の方が利用できる福祉サービスを中心に、障害者福祉施策全般について分かりやすく「栃木県障害者福祉ガイド」を取りまとめていますので、ご覧ください。

なお、本書は栃木県ホームページにも掲載しています。

栃木県HPアドレス：<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e05/welfare/shougaisha/fukushi/25guide.html>



また、「あなたの街での利用可能な事業所リスト(指定事業者)」では、栃木県知事が指定事業者として指定した障害福祉サービスや相談支援事業のリストを栃木県ホームページに掲載しています。

県HPアドレス：http://www.pref.tochigi.lg.jp/e05/welfare/shougaisha/fukushi/shogai_jigyosha.html

(9) 用語集

■ 相談支援に関すること

- 委託相談支援事業所 ……市が実施主体である地域生活支援事業の相談支援事業の内、一般的な相談支援の委託を受けている事業所。
- 指定相談支援事業所 ……基本相談支援（障害者・障害児等からの相談）及び計画相談支援（サービス利用支援と継続利用支援）を行う事業所。
- 指定一般相談支援事業所 ……基本相談支援及び地域相談支援（地域移行支援と地域定着支援）を行う事業所。
- 地域移行支援 ……指定一般相談支援事業所が、施設入所者や精神科病院入院者が地域での生活に移行するために支援を行うこと。
- 地域定着支援 ……単身等で生活する障害者に対し、常に連絡が取れる体制を確保し、緊急訪問や相談等の必要な支援を行うこと。
- サービス担当者会議 ……省令で定められている、支給決定後に必須となる会議。本人、関係者等が出席し、サービス等利用計画の確定を行う。
- サービス等利用計画 ……障害者総合支援法において、障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障害者のニーズや置かれている状況等をふまえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画。指定特定相談支援事業者が作成する。

■ 医療に関すること

- 退院後生活環境相談員 ……平成26年4月の法改正で新設された呼称。医療保護入院者1人に対し、退院後生活環境相談員1人が必ず担当となり、入院患者や家族の相談を受け、早期治療・早期退院ができるように支援する。
- 精神医療審査会 ……病院管理者から提出された書類や入院患者や家族から退院請求又は処遇改善請求があった時に、その妥当性等を審議する第三者機関。
- 医療保護入院 ……精神障害者で自傷他害のおそれなく、任意入院を行う状態にない人に対して、本人の同意がなくても、精神保健指定医の診察と家族等の同意を得て入院・保護すること。精神保健福祉法による入院形態。
- 退院支援計画 ……退院診療計画書と同義。退院後の治療計画等が記載された計画。

(10) 参考・引用文献

■ 障害者地域相談のための実践ガイドライン第2版

（編集：社会福祉法人南高愛隣会／発行：一般社団支援の三角点設置研究会 平成25年2月）

■ 医療と福祉の連携が見えるBook

（編集：一般社団法人支援の三角点設置研究会／発行：社会福祉法人南高愛隣会 平成26年3月）

■ 三重県精神障がい者地域移行支援事業ハンドブック（発行：三重県 平成22年2月）

8 ハンドブック作成の協力者（ワーキングメンバー）

○ **高井 正己(精神保健福祉士)**

栃木県精神保健福祉士会(会長)/(医)朝日会 朝日病院

○ **毛呂 貴宏(精神保健福祉士・相談支援専門員)**

栃木県精神保健福祉士会(理事)/下野市障がい者相談支援センター

○ **墳本 明美(保健師)**

佐野市障がい福祉課

○ **小池 亜紀子(保健師)**

栃木県安足健康福祉センター健康支援課 精神保健福祉担当

○ **高橋 良子(保健師)**

栃木県精神保健福祉センター教育相談支援課

○ **大嶋 奈央子(精神保健福祉士・相談支援専門員)**

栃木県障害者相談支援協働コーディネーター/(医)孝栄会 前沢病院